政治とインターネット

1. はじめに

インターネットは、情報の交換・共有化が容易であり、しかも誰でも情報を発信できるという特質から、最近ではインターネットを政治活動において利用しようとする動きが盛んである。アメリカでは、1995年にインターネットの規制に関わる通信品位法が問題となっていたときには、メールアドレスを持っていた国会議員は、わずかに20人程度だったといわれているが、1996年の大統領選挙ではインターネットが大々的に利用されたことは記憶に新しい。

このように、インターネットの利用が政治に急速に浸透していることから、中には、インターネットが従来の政治を変えてしまうかのように喧伝する人もいる。 果たしてインターネットが政治を変えるのかどうかはさておき、インターネットと政治の関わりについて、今日の現状を把握しておく必要があるであろう。

2. 行政におけるインターネットの利用

行政については、国の行政機関では、ほとんどの機関がホームページを開設している。また、地方自治体においても相当数のホームページが開設されており、1997年2月だけでも、25の地方自治体が新たにホームページを開いた(図1)。

提供される情報内容においても、単なる広報的な情報に止まらず、審議会報告、 調査報告書や各種統計資料を掲載するなど、新聞では十分知り得ない情報を提供 している行政機関もある。これは、インターネットだからこそできる情報公開と いうことができよう。

しかし、全体的にみれば、インターネットの特質を理解したうえで有効に利用 しているとはいえないのが現状である。

行政においてインターネットを利用することの意義としては、①行政の情報を即時に伝えることができる(情報の速報性)、②情報が専門的すぎるとか情報が膨大などの理由で新聞などでは伝えきれない情報を伝達できる(大量の情報提供)、③行政からの情報だけでなく、国民からの情報を得ることができる(情報の双方向性)ことなどがあろう。

ところが、財団法人地方自治情報センターが行った地方自治体職員等に対するアンケートをみると、「地方公共団体がインターネットを利用する場合、優先性が高いと思われること」という質問に対し、地方公共団体職員の回答では、観光、物産情報を提供することという回答が2位に入っている(図2)。しかし、このような観光、物産情報の提供は、インターネットでなければ入手できない情報とはいえない。その意味で、インターネットの特質を生かして、どのような情報を提供すべきであるかという問題意識は低いように思われる。



図1 日本の自治体ホームページ 検索マップ http://www.nippon-net.or.jp/ japan.html

実際、ほとんどの行政機関のホームページでは、情報の速報性はないし、情報 量も広報紙に記載されている内容と大差のない場合が多い。

また、インターネットの利用といっても、ホームページを開設することに止まり、双方向性が意識されていない。たとえば、郵政省などが各種審議会の審議内 容の報告をしているが、インターネット上で審議会を開こうという発想まではない。

しかも、最も重要な問題点は、薬害エイズ問題や官官接待の問題のように、国 民が本当に知りたい情報が流されていないことである。これは、情報公開に消極 的であるという行政の体質にかかわる問題であり、残念ながら早急な改善は期待 できそうにない。

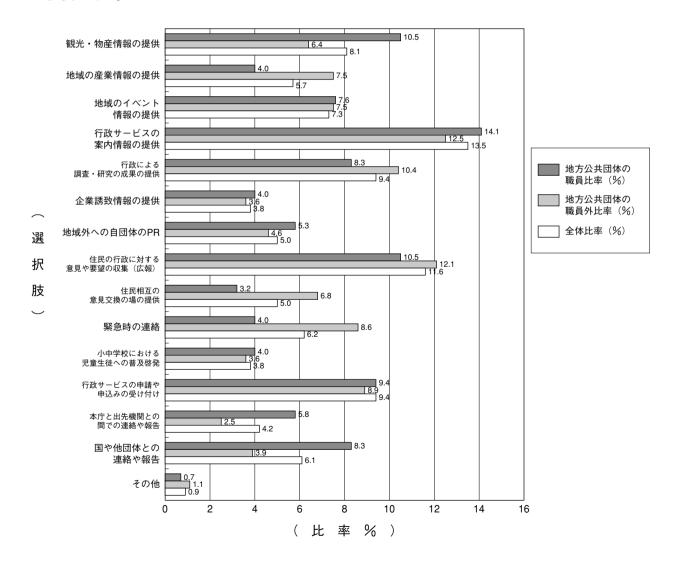


図2 地方自治体職員等に対するアンケート http://www.lasdec.nippon-net.or.jp/Ank/oct-st3j.html#GRAPH2

3. 政党、議員によるインターネットの利用

主要政党についてはすべてホームページを開設している。

また、国会議員においても、ホームページを開設し、活動報告を行ったり、政治 的見解を表明している議員も相当程度いる。

さらに、高度情報化に関心を持つ超党派議員が、政策集団「NEW-WIC議員フォーラム」を旗揚げしたり、新たなネットワーク社会に対応した政治システムの構築を目指して、国会議員たちが呼びかけ人となって「Net.D」という組織をつくったりしている。

しかし、政党、議員などによるインターネットの利用については、一時ほど話題にはなっていない。これは、インターネットに関心を示す政治家たちはすでにホームページを開設したのに対し、そうでない政治家たちはそれに無関心であり、そのような状況が固定化したためかもしれない。

また、国会議員によるインターネットの利用は、比例区では意味があるかもしれないが、小選挙区ではあまりメリットがないという意見も聞かれる。確かに、自分の選挙区の選挙民以外の人に情報を発信しても投票には結びつかない。したがって、今後は、国会議員によるインターネットの利用は頭打ちになるかもしれない。

他方、注目されるのは、地方議会の議員によるインターネットの利用である。 選挙区は極めて小さいから、インターネットを利用しての政治活動はあまり効果 がないようにも思える。しかし、中央政治の動向は新聞などが詳細に伝えるため、 ある程度の情報は伝わってくるが、地方政治の動向はあまり報道されない。その ため、地方議会の議員がインターネットを通じて議会の審議の様子や議員活動な どを報告すれば、それは非常に有用な情報となるし、そのような情報を地域の人 が読めば親近感を感じるであろう。

したがって、地方政治レベルでのインターネットの利用は極めて有望ではないかと思われる。特に、ホームページに止まらず、メーリングリストなどを活用して双方向性を生かせば、地方自治の活性化につながるのではないだろうか。

4. 国民の側からのインターネットの利用

国民の側からのインターネットの利用についてみてみると、その利用は非常に 盛んである。

たとえば、1995年のフランスの核実験の際、東大の大学院生が核実験反対の署名 運動を、30通のメールを送ることによって始めたところ、1か月半後には世界中から4万3212人の反対署名が集まった(世界1995年12月号「ささやきからつぶやきへ、ネットワークへ」)。

また、沖縄の基地をめぐる住民運動においても、ホームページ(図3)とメーリ



図3 沖縄の基地をめぐる住民運動 http://www.inforyukyu.or.jp /koj/rape/

ングリストを開設して、情報発信と情報交換をしている。ホームページでは基地 問題の関連情報を網羅しており、また、メーリングリストにより双方向性を確保 している。

神戸大震災のボランティア活動においてはインターネットが大活躍したが、日本海沖重油流出事故においても、その威力を発揮している。たとえば、どこで重油の回収を行っているとか、今日の回収作業は中止であるなどの情報をインターネットで流している(ここでは地方自治体のページも有用な情報を提供している)。また、重油流出事故のリンク集もつくられている(図4)。

このように、市民運動においてインターネットの利用が盛んである理由は、インターネットは誰でも情報発信者となることができ、また、情報の交換・共有化も容易なためであろう。しかも、インターネットは、その成立過程から草の根ネットワーク的な流れがあったということもある。

そのため、市民運動とインターネットとはもともと親和性があり、今後もその利用は盛んになっていくと思われる。

5. 選挙運動におけるインターネットの利用

前述のように、インターネットにホームページを開設し、そこに政治信条や公約などを掲載している政党や議員等は、かなりの数にのぼる。

ところが、選挙運動においてインターネットを利用することができるかどうかについては、公職選挙法に直接の規定はなく、自治省も明確な見解を示さなかった。そのため、1996年10月に行われた衆議院総選挙では、それまでホームページを開設していた政党や議員の多くは、休止したり、一部を削除したりして対応した。

その後、自治省は、新党さきがけの質問に答える形で、インターネット上のホームページは、パソコンの画面に文字が表示され、それを不特定多数の人が閲覧できるのであるから、公職選挙法142条の「文書図画の頒布」にあたるとの見解を示した(図5)。

これにより、今後インターネットを選挙運動のために利用することはできなくなった。

しかし、以下の理由から、インターネットのホームページは、公職選挙法142条の「文書図画の頒布」にはあたらないという考えも有力である。

そもそも、公職選挙法142条で文書図画の頒布を制限している理由は、文書図画の 頒布を無制限に認めると、その費用と労力は膨大なものになり、経済的に富める 立候補者が著しく有利になってしまうからである。ところが、ホームページは極 めて安い費用で開設することができるのであるから、これを選挙運動に利用する ことを認めても、経済的に富める立候補者が著しく有利になるということはあり 得ない。

むしろ、インターネットは立候補者などの経歴、政治信条、公約などの情報を、



図4 重油流出事故のリンク集 http://www1.meshnet.or.jp/ response/ oslink/oilspill.htm

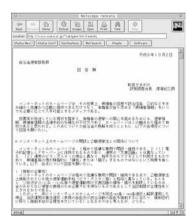


図5 自治省に対する新党さきが けの質問状 http://www.coara.or.jp/~ sakigake/etc/renketu

国民が直接、詳細に知ることができ、しかも、その情報を必要なときに、いつでも自由に取り出すことができるという特徴がある。そのため、インターネットは、 国民と選挙をつなぐ有力な手段となる可能性がある。

そのうえ、インターネットは、自分の意思でアクセスしない限り見ることができないため、電話による投票依頼と比較しても、国民の生活に迷惑がかかる恐れはない。また、拡声器騒音を問題にしているグループからも、インターネットによる選挙運動を認めるべきであるとの見解が示されている。

もっとも、自治省が、インターネットのホームページは「文書図画の頒布」に あたると解釈している以上、現実には、選挙運動にホームページを利用すること は困難であろう。そこで、今後は、選挙運動のためにインターネットを利用する ことができるように法改正することが課題になってくると思われる。しかし、現 在のところ、その動きは鈍いようである。

6. 海外在住者の選挙権とインターネット

選挙権は憲法が認めた権利であり、海外に在住しているからといってこれを奪うことはできない。そのため、海外在住者に選挙権を与えない現行制度は、従前からその問題点が指摘されていた。しかし、政府・国会は、どこで投票するのか、選挙区はどうするのかなどという現実的な問題があるためか、この問題を長年放置してきた。

ところが、昨年、新進党、民主党が海外在住者にも選挙権を認める法案の提出 に賛成し、また、日弁連も海外在住者に選挙権を認めるよう声明を出すなど、法 改正がにわかに現実化してきた。

この海外在住者の選挙権に関して、注目すべき点は二点ある。

まず第一に、海外在住者が、オーストラリア、フランス、ブラジルなど各国に在住している日本人のネットワークをつくり、インターネットで情報を交換しながら運動を進めている点である(図6)。全世界に点在している人々を結びつけて1つの運動にするには、インターネットなしには不可能であったであろう。

第二に、海外在住者に選挙権を認めるとして、どのような方法で投票するかという問題である。

海外在住者の中には住居が投票所から数百キロ離れていることもあり得る。そのような場合に、はたして選挙権を付与したといえるのだろうか。すなわち、投票の機会の平等原則に反するのではないのかという疑問が生じる。

そこで、インターネットを利用した電子投票制度がクローズアップされており、暗号によって投票の秘密を確保できれば、今日でも実現可能な方法であると思われる。

そして、海外在住者の投票に電子投票制度が導入されれば、これは国内での電子投票制度導入の壮大な実験場となるであろう。



図6 選挙権を求める海外有権者ネットワークのホームページ http://www.ics.com.au/ kvn/Kvnl1.htm

7. インターネットに対する政治規制について

以上は政治活動においてインターネットを利用する面からみてきたが、他面、 インターネットに対し政治規制することの問題がある。

すでに、シンガポールでは放送庁が接続禁止を求めたサイトについては、プロ バイダーは接続を停止しなければならないとされている。

アメリカでは、インターネットへの「下品な(indecent)」および「明らかに不快な(patently-offensive)」情報の伝達を規律する通信品位法の規定に対し、裁判所が違憲と判断したため、規制の問題は下火になったように思われている。しかし、裁判所が違憲としたのは、「下品な(indecent)」および「明らかに不快な(patently-offensive)」情報の伝達についてであり、「猥褻な(obscenity)」「淫らな(lewd)」情報を規制することについては原告も争っておらず、憲法違反の問題は生じていないことに注意すべきである。この点、わが国の一部の報道は誤解があるようである(判例タイムズ923号・渥美論文参照)。

わが国では、法務省が1996年10月8日、法制審議会に対し、組織的な犯罪の取締のための諮問を行ったが、その中にはインターネットの通信傍受も含まれるとされている(その後の法務省の見解について、朝日新聞1997年2月4日付朝刊参照)。また、郵政省電気通信局長の私的研究会が「インターネット上の情報流通について」という調査報告をしており、その中で、当面は、法律による新たな規制は行うべきでなく、技術的対応、民間団体による自主的対応が望ましいとしている(この報告書は各国の規制についても詳しい)。

今後、インターネットに対する規制については、大きな問題となってくるであ ろう。

8. 最後に

政治において重要なことは、情報を国民に公開し、その情報を国民全体で共有することである。薬害エイズ問題では、重要な情報が国民に秘匿されたために、 悲劇的な状況を引き起こした。

そのような情報公開と、情報の共有化のために、インターネットは極めて有効な手段である。したがって、今後も、政治におけるインターネットの利用は増加し、その重要度を増していくことは間違いないだろう。

(土居範行・弁護士)



「インターネット白書ARCHIVES」ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年~2012年までに発行したインターネット の年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以 下のウェブサイトで公開しているものです。

http://IWParchives.jp/

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- ●記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- ●収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の 著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- ●著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- ●このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくま で個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- ●収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名お よび年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記くだ さい。
- ●オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D (初期は株式会社インプレス)と 著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全 に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的 な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D | 🖂 iwp-info@impress.co.jp